

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 まちづくり推進課	9月30日	10月13日～ 11月24日	11月6日
市民部 市民課	9月30日	10月13日～ 11月24日	11月6日
市民部 環境衛生課	9月30日	10月13日～ 11月24日	11月11日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
市民部 環境衛生課	指摘事項	私債権である墓地管理料の過年度未収金について、前年度の定期監査で、債務者が平成26年に死亡し、相続財産管理人が死亡した債務者の財産処分手続きを終了させているため、それ以降の賦課は無効にもかかわらず、継続して債務者に賦課しているものがあるとして文書指摘していた。しかし、今年度も前年度と同様に債務者に賦課し、債権を発生させていた。 滞納債権については適正な債権管理に努めるとともに、職員の債権管理スキルの向上を図ること。
市民部 まちづくり推進課	注意事項	自治会集会施設建築費補助金について、自治会館のトイレを和式便器から洋式便器へ取り替える工事が補助事業の対象となっているが、交付要綱では、洋式便器の取付けの場合には、便器のみを対象としている。しかし、床コンクリート解体、モルタル・タイル復旧経費が含まれており、交付要綱どおり行っていないものが見受けられた。 既存機器の撤去処分に要する関連経費も対象にするのであれば交付要綱を改正するなど、適正に処理すること。